

クレジットカードの不正利用被害 ～ ネット上の情報入力に注意 ～

内容

5日前、クレジットカード(以下、カード)会社から、残高不足のため35万円が引き落としできないとの書面が届いた。預金残高は50万円以上あり、使った覚えもない。カード会社に問い合わせると、4カ月前の決済で電子マネーにチャージされたもので、5カ月前には50万円の同様の決済が行われているとのことだった。調査依頼をしたところ、「既に決済日より2カ月以上経過しており、取り消しできない」と言われた。不正利用であり取り消してほしい。(60代 男性)

消費生活センターからのアドバイス

「カード会社から利用した覚えのない請求があった」「カードを不正利用された」という相談が寄せられています。

ネット通販の偽サイトや大手通販サイトを装ったメールなどのリンク先に個人情報やカード情報を入力すると、その情報が第三者に不正利用され、カード会社から身に覚えのない請求を受ける恐れがあります。ネット通販は信頼できるサイトか確認し、メールのリンク先に安易に個人情報などを入力しないことが大事です。

カードが悪用されないために、次の点に留意しましょう。

利用明細は必ず毎月確認し、カードを利用した際の伝票や注文確認メールなどは保管しておく、日付や金額を利用明細と突き合わせて確認する。

不正利用が疑われる場合は速やかにカード会社に連絡し、利用停止の手続きと調査の依頼をする。ただし、家族が利用していたケースもあるので家族にも確認してみる。

暗証番号・パスワードの使い回しや、推測されやすいものに設定することはやめる。

カード会社による調査の結果、規約違反や故意過失がなく、第三者による不正利用と判断された場合は返金・補償されることがあるが、多くのカード会社は一定の補償期間を定めているため、不正利用に気付いたら一刻も早く連絡する。

おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-9122)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

